

☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***2024. 9. 4**☆

60 歳からの人生を準備するための
【人生の添乗員 (R)】からのワンポイントメッセージ

公的年金、私は繰下げ受給した方がいいの？

発行者：牧野 F P 事務所合同会社代表社員 牧野寿和

牧野 F P 事務所公式サイト：<https://www.makino-fp.com>

☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***通算第 610 号***☆

<目次>

- ◆ 今週のテーマ
- ◆ 今週のポイント
- ◆ 編集後記
- ◆ 「人生の添乗員」牧野寿和のプロフィール

:

- ◆ 今週のテーマ

公的年金、私は繰下げ受給した方がいいの？

:

公的年金を、
66 歳から 75 歳 0 カ月まで、
繰下げて受給すると、

1 カ月あたり 0.7%、
受給額が増額されます。

今回は、
繰下げ制度を利用するときに、
事前に知っておくことをまとめ、

繰下げて受給をした方がいいのか、
考えてみます。

お伝えする内容は次のとおりです。

- ・年金の繰下げ制度とは
- ・繰下げ制度の対象にならない年金
- ・損益分岐点と生活費

年金の繰下げ制度とは

老齢基礎年金や
老齢基礎年金を含む
老齢厚生年金の受給対象者が、

65歳から年金を受給しないで、
66歳以後75歳0ヵ月までの間に
繰下げて受給すると、

1ヵ月あたり0.7%増額した年金を、
生涯受給する制度です。

増額率（最大84%） = 0.7% × 繰下げた月数
で計算します。

例えば、65歳から月額15万円の年金を、
68歳0ヵ月から繰下げ受給するなら、

$0.7\% \times 3 \text{年} (36 \text{ヵ月}) = 25.2\%$
68歳から、
月額18万7,800円に増額された
年金が受給できます。

老齢基礎年金と老齢厚生年金は、
一緒にまた別々に、
繰り下げることができます。

なお、昭和27年4月1日以前生まれの方

(または平成 29 年 3 月 31 日以前に
老齢基礎年金や老齢厚生年金を受け取る
権利が発生している方)は、

繰下げの上限年齢が 70 歳
(権利が発生してから 5 年後) までと
なります。

繰下げ制度の対象にならない年金

繰下げ制度の対象にならない年金は、
受給できる年齢の期間でしか、
受給できません。

- ・ 65 歳以前に受給する、
「特別支給の老齢厚生年金」
- ・ 老齢厚生年金に加算される
「加給年金」

例えば、
老齢厚生年金を 65 歳から受給して、
加給年金も
配偶者が 65 歳になる 68 歳まで、
3 年間、受給できるとします。

もし、老齢厚生年金の受給を
70 歳からに繰下げたとすると、

加給年金も繰下げて増額されることなく、

65 歳から 68 歳のあいだに受給しないと、
支給停止、つまり受給できなくなります。

加給年金も受給するためには、
老齢厚生年金は 65 歳から受給して、

老齢基礎年金だけを繰下げて受給する、
こともできます。

どの方法が、一番受給額が増えるのか？

所得税住民税や社会保険料の負担額も加味して、
検討することが大切です。

- ・老齢基礎年金に加算される
「振替加算額」

振替加算額は、
対象者は、65歳から老齢基礎年金に併用して、
終身受給できます。

しかし、老齢基礎年金を65歳からではなく
繰下げて受給を開始した時は、

その期間の支給は停止され、
また、繰下げた受給が始まっても、
繰下げた加算はありません。

その他65歳以後、厚生年金保険に加入していたり、
70歳以後、厚生年金保険の適用事業所に
勤務していた場合で、

在職老齢年金制度で、支給停止される額は、
繰り上げて受給をしても、
増額の対象になりません。

詳細は、日本年金機構HP
「年金の繰下げ受給」

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/roureinenkin/kuriage-kurisage/20140421-02.html>

で、確認することができます。

損益分岐点と生活費

年金を繰下げて受給すれば、
その分、受給額は増えます。

65 歳から受給するときとの損益分岐点は、
繰下げて受給する年齢プラス約 11 歳です。

例えば、70 歳に繰下げたときの
損益分岐点は、81 歳くらいです。

さらに、繰下げ受給をすれば、
所得が増える分、

翌年の所得税や住民税、
健康保険料や介護保険料といった社会保険料の
負担がどのくらい増えるのか、
事前に試算しておくことも大切です。

また、その分を加味した損益分岐点は、
受給額にもよりますが、
さらに遅くになり、
繰下げて受給する年齢プラス 14, 15 歳です。

もうひとつ、
繰下げ受給するためには、

繰下げて受給する年齢までの、
生活費を確保しておくことです。

これらの事項を確認してから、

適切な、繰下げ受給をする年齢を
決めることをが大切です。

..*.*.*.*.*.*.*.*.*

◆ 今週のポイント

::*:*:*:*:*:*:*:*:*

年金繰下げ受給は、得か損か？

家計収支を精査してから、

決めることです！

::*:*:*:*:*:*:*:*:*

◆ 編集後記

::*:*:*:*:*:*:*:*:

繰下げて年金を受給するメリットは？

- ・ 税金や社会保険料の負担額
- ・ 加給年金の受給停止額
- ・ 生活費の負担額……などなど

加味して、受給総額が増えるか！？

:*

◆ 「人生の添乗員 (R)」 牧野寿和のプロフィール

:

日本で唯一「人生の添乗員 (R)」を名乗れる
公正中立な独立系ファイナンシャルプランナー
創業 21 年目
1958 年 名古屋市生まれ、大学（東海大学卒業）
以外は、名古屋で居住。

1982 年～2001 年 旅行会社に勤務。
業務で世界各地を廻っていた時、
日本の方と他国の方々の
お金との付き合い方の違いを感じていた。
そんな時渡米した折に、
初めてファイナンシャルプランナーの

存在を知り、
日本でもこの業務の必要性を認識する。

2003年 牧野FP事務所を創業。
2018年から牧野FP事務所合同会社を設立。
これまでに、
延べ1100件以上の様々な相談に対応。

相談者へのプランニングの助言と提案を
主な業務とし、
相談者に、安心できる生活が送れるように、
丁寧な業務を心がけている。

<保有資格>

- ・NPO法人日本ファイナンシャルプランナーズ（FP）
協会 CFP（R）認定者
- ・1級ファイナンシャル・プランニング技能士
（資産設計提案業務）
- ・福祉住環境コーディネーター
- ・総合旅行業務取扱管理者 など

<取材協力>

メ〜テレ（名古屋テレビ）「UP！」

<執筆>

「銀行も不動産屋も絶対教えてくれない！
頭金ゼロでムリなく家を買う方法」河出書房新社

<監修>

「空き家」に困ったら最初に読む本」河出書房新社

現在、相談は、名古屋市内はもとより愛知、岐阜、
三重県、首都圏や関西にもリモートで
お会いする機会が増えました。

「人生の添乗員（R）」は、
他人を気にすることなく、相談者ご自身にとって
有益な提案を心がけています。

◆ 【人生の添乗員 (R)】からのワンポイントメッセージ

発行：牧野FP事務所合同会社 代表社員 牧野寿和
〒467-0823 名古屋市瑞穂区津賀田町2-86

◆登録・解除は、ご自身でお願いいたします
こちらから出来ます

<http://www.mag2.com/m/0001575058.html>

◆本メルマガに関するご意見・お問い合わせは
こちらまでお願いいたします

E-MAIL : makino.fp@beach.ocn.ne.jp

牧野FP事務所合同会社

公式サイト : <https://www.makino-fp.com>

◆記事内容に関してのトラブル等について当方では
一切責任を負いかねます
ご自身の責任でご判断下さい

「人生の添乗員」「人生の行程表」は、
牧野寿和の登録商標です
